

～熊取町まちぐるみ支援制度のお知らせ～



万が一、災害などがあったら・・・
そんな時のことなど、考えてみませんか！

制度の概要は別添のパンフレットをご覧ください！

熊取町まちぐるみ支援制度ってなに？

集中豪雨や地震などの災害が起こったとき、要介護者や障がい者などの「避難行動要支援者（＝要支援者）」は、自力避難が困難となります。そこで、要支援者として地域に誰がいるかを把握し、要支援者を誰が避難所に誘導するかなどについて、あらかじめ地域住民の皆さんで決めておいていただく『まちぐるみの助け合い（共助）』の制度です。

この制度は、避難支援に携わる人々の温かい善意によって支えられている制度で、普段からの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。

どんな人が対象なの？

「避難行動要支援者」の対象となる方は、在宅で生活している要介護者など次の(1)～(7)のいずれかに該当する方の中で、災害が起こったとき、自力や家族の支援では避難が困難となる方です。町役場が関係機関から対象者の情報を収集して名簿にします。

- (1) 介護保険の要介護認定者（要介護3以上） (2) 身体障がい者（1・2級）
- (3) 知的障がい者（A） (4) 精神障がい者（1・2級） (5) 町の生活支援を受けている難病患者
- (6) 自治会が支援の必要を認めた方 (7) その他避難に不安を抱く方で町長が必要と認めた方

対象者になるとどうなるの？

町役場が対象者に別添のとおり郵便を送り、「避難支援等関係者」に対する個人情報の提供について同意するか否かの意向調査をします。個人情報の提供に同意すると、避難支援等関係者に名簿の形で対象者の情報が提供されます。また、避難を支援するためにより必要な情報を記載した「個別計画」も整備されることになり、要支援者とその家族、避難支援者、自治会、民生委員及び熊取町で共有します。

災害が起こり避難勧告や避難指示があったとき、提供された名簿情報を基に、避難支援等関係者による避難支援（災害に関する情報を伝えてもらったり、一緒に避難する等の支援）や安否確認が行われます。このほか、災害発生時には、医療機関や福祉関係機関、消防団等に、必要に応じて情報が提供されます。

避難支援等関係者、避難支援者とは？

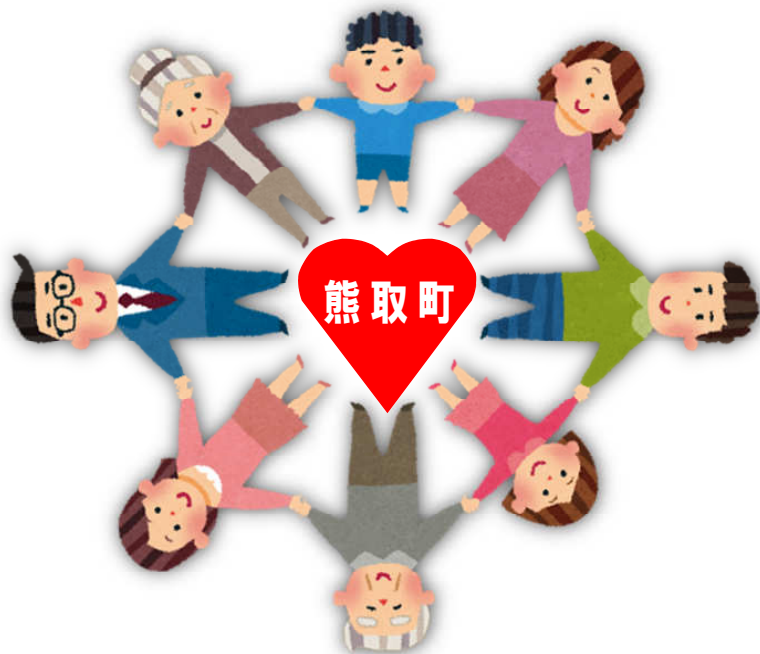
「避難支援等関係者」とは、災害発生時に要支援者の避難支援等に携わる方で、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、校区福祉委員会、消防署、消防団、警察署です。

特に、日頃から要支援者への「声かけ（あいさつ）」等を行い、災害が起こり避難勧告や避難指示があったときに、一人ひとりの状況に応じて避難支援を行う方を「避難支援者」と呼びます。避難支援者として一番望ましいのは、地域の状況をいち早く把握し、助け合うことができる、ご近所の顔なじみの人です。

熊取町 まちぐるみ支援制度 について



～ つながろう!! 向こう三軒両隣 ～



熊取町では、平成22年1月より既に「災害時要援護者支援制度」を推進してきましたが、大規模災害を教訓に災害対策基本法の一部が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられたことから、本町においても【熊取町まちぐるみ支援制度】（避難行動要支援者支援プラン）として、更にその取り組みを推進することとしました。

住民の皆様にもぜひこの取り組みにご理解ご協力を頂き、災害時に一人でも多くの方の命が助かる地域をめざし一緒に活動に取り組んでくださるようお願いいたします。

熊取町

お問い合わせ先 熊取町 健康福祉部 生活福祉課
〒590-0495 熊取町野田1-1-1
TEL：072-493-8039 FAX：072-452-7103

よくある質問 Q & A

避難支援等関係者からの質問

- Q 要支援者やその家族から避難支援者の選定や、個別計画作成の協力などの依頼があった場合は、どのように行えばよいのですか？これは熊取町役場の仕事ではないのですか？
- A 自治会長、自主防災組織、民生委員、地区福祉委員など地域の避難支援等関係者が相談し、要支援者本人の意向を尊重しながら、地域の状況に合った選定や作成の支援をお願いします。災害時には当然熊取町役場が様々な支援を行います。災害規模が大きくなると役場の支援能力は低下する一方で、支援を必要とする方が多くなります。そのような場合に、地域の方向士で協力し、助け合うことが、一人でも多くの要支援者の生命、身体を守ることに繋がります。そのための準備として、地域（避難支援等関係者）で、避難支援者の選定や個別計画づくりを行うことで、お互いに顔の見える関係を作っていただきたいと思います。なお、ご不明な点は生活福祉課までご相談ください。

Q 提供された同意者名簿にはどのような義務や責任が発生しますか？

- A 同意者名簿の提供を受けた方は、災害対策基本法により守秘義務が課せられます。正当な理由なく他者に同意者名簿の記載内容を漏らすことは、要支援者本人だけでなく、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねず、ひいては名簿制度の実効性を大きく損なう恐れがあります。適正な管理をお願いします。

避難支援者からの質問

Q 避難支援者の責任は重すぎないのか？

- A 災害時は、避難支援者も被災することがあります。まずご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲で支援をお願いするもので、責任を負うものではありません。

避難行動要支援者からの質問

Q 名簿情報の提供に同意すれば必ず助けてもらえるのですか？

- A 避難支援者の方も被災することがあります。ですから必ずしも避難支援が受けられるとは限りません。支援を希望された方自身も、常に「自分のことは自分で守る」という意識を持って、日頃から周囲の方との積極的なコミュニケーションをとることを心がけてください。

Q 避難支援者は複数名必要ですか？

- A 避難支援者は複数名いることが望ましいですが、選定が困難な場合は、地域の避難支援等関係者や熊取町役場の生活福祉課にご相談ください。

Q 個人情報の管理は十分にされるのか？

- A 熊取町では、関係法令や条例等に基づき適切に管理運用を行います。また、名簿や個別計画は避難支援の目的にのみ利用いたします。要支援者本人が提供に同意した以外の方に知られることのないように厳重に管理されます。

Q 避難行動要支援者になると必ず同意書や個別計画の提出が必要なのですか？

- A 必ずしも提出する必要はありません。しかし、災害時避難に不安がある場合は、地域の中で避難支援を受けるためにも同意書の提出や個別計画の作成について検討をお願いします。

Q 名簿情報の提供に同意しなかった場合はどうなりますか？

- A 災害発生時やその恐れが高い場合には、同意がなくとも避難支援等関係者に情報を提供し、安否確認や避難誘導等の支援を行うこととなりますが、そのタイミングはかなり遅くなると考えられます。

避難行動要支援者とは

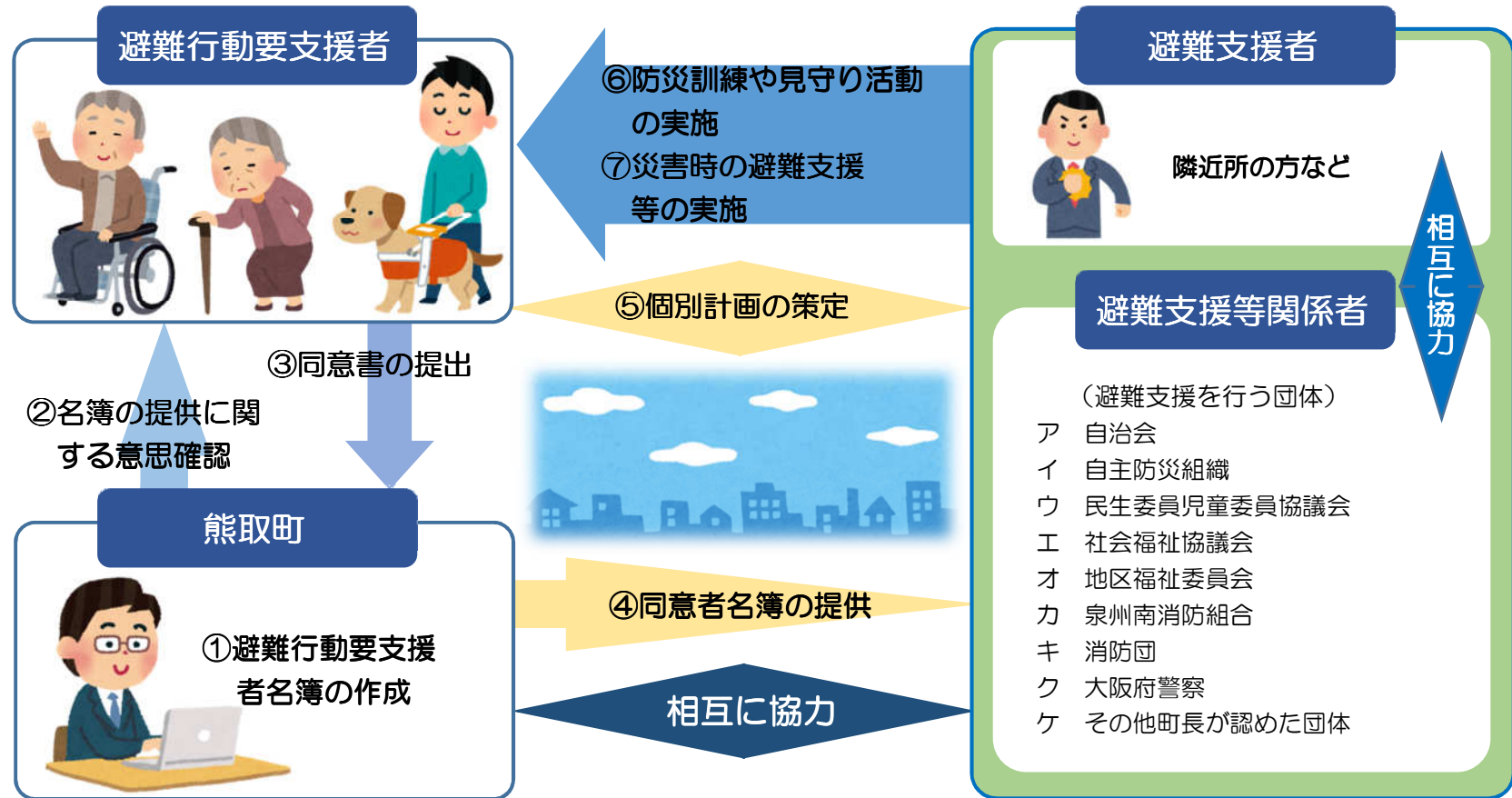
生活の基盤が自宅にあって、災害時に自ら避難することが著しく困難な方のことをいいます。

避難行動要支援者名簿には、避難支援を要する可能性が高い次の(1)～(7)の方を掲載します。

- (1) 要介護認定 3～5 を受けている方
- (2) 身体障がい者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する方
- (3) 療育手帳 A を所持する方
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級を所持する方で単身世帯の方
- (5) 町の生活支援を受けている難病患者
- (6) 自治会が支援の必要を認めた方
- (7) その他、災害時の自力避難に不安を抱く人で町長が認めた方

災害時に一人でも多くの
避難行動要支援者の
命を守りましょう！

避難支援の流れ



①避難行動要支援者名簿の作成

町の関係各課で把握している情報を集約して作成します。
名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由などが掲載されます。

②名簿の提供に関する意思確認

名簿情報を平常時から外部提供することについて、町から意思確認を行います。

③同意書の提出

同意書に「同意」又は「不同意」の意思を示して、町まで提出をお願いします。

④同意者名簿の提供

同意のあった避難行動要支援者の名簿を、避難支援等関係者に提供します。

⑤個別計画の策定

避難支援等関係者が中心となって町から提供された名簿情報に基づいて個人ごとの避難支援の計画（個別計画）を策定します。

⑥防災訓練や見守り活動の実施

名簿情報を活用して避難行動要支援者への声かけや見守り活動を行い、地域の中でのつながりを育みます。

⑦災害時の避難支援等の実施

災害が起きた場合は、個別計画に基づき避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行います。